祖母・傾・大崩ユネスコエコパークロゴマーク及びロゴタイプ使用要領

（趣旨）

第１条　この要領は、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会（以下「協議会」という。）が所有するロゴマーク及びロゴタイプ（以下「ロゴマーク等」という。）を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

　　この要領で、ロゴマーク等とは協議会が祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク（以下「祖母ＢＲ」という。）の理念及び活動を広く普及し、その認知度を高めることを目的に作成したものをいう。

（申請者）

第２条　ロゴマーク等の使用を申請できる者（以下「申請者」という。）は次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）協議会を構成する団体

（２）祖母ＢＲの自然環境保全活動に協賛する企業・団体等

（３）祖母ＢＲエリア内において生産若しくは製造された商品、主原料が祖母ＢＲエリア内において生産された商品又は祖母ＢＲ内において提供されるサービス等を販売する者で、祖母ＢＲの理念に賛同する者

（４）祖母ＢＲエリアを対象とした旅行商品を提供する者で、祖母ＢＲの理念に賛同する者

（５）その他会長が認める者

（使用の申請等）

第３条　申請者は、あらかじめ「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」ロゴマーク等使用承認申請書（第１号様式）（以下「申請書」という。）を提出のうえ、申請書提出先の担当所属長より承認を得なければならない。

　ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

（１）協議会を構成する団体が販売目的以外で使用する場合

（２）国又は地方公共団体において、祖母ＢＲの普及啓発を目的に使用する場合

（３）個人が営利を目的とせず個人で発信するブログ、ＳＮＳ等において使用する場合

（４）新聞、テレビ、雑誌等において報道目的に使用する場合

（５）その他会長が認める場合

２　申請書の提出先は、以下の区分に応じるものとする。

（１）申請者が協議会の構成市町（佐伯市、竹田市、豊後大野市、延岡市、高千穂町及び日之影町）の区域内に住所又は所在地を有する場合は、それぞれの住所又は所在地を有する市町の担当所属長

（２）前号に掲げる以外の場合は、大分県又は宮崎県の担当所属長

（申請書の承認）

第４条　前条の規定による申請があった場合、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークロゴマーク等使用承認通知書（第２号様式）により使用を承認するものとする。このとき、申請書提出先の担当所属長は別に条件を付することができるものとする。

（１）祖母ＢＲの理念や活動に反するなど、協議会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになる場合

（２）ロゴマーク等を正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれがある場合

（３）法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合

（４）特定の政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合

（５）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものである場合

（６）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）で、風俗営業と規定される業種である場合

（７）風俗営業類似の業種である場合

（８）賃金業法（昭和５８年法律第３２号）に規定する貸金業である場合

（９）債権の取立て、示談の引受け等に関する業種である場合

（10）ギャンブル（宝くじを除く）に関する業種である場合

（11）投機的商品に関する業種である場合

（12）たばこに関する業種である場合

（13）占い、運勢判断に関する業種である場合

（14）私的な秘密事項の調査に関する業種である場合

（15）法律の定めのない医療類似行為を行う業種である場合

（16）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）及び会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による再生・更生手続中の事業者である場合

（17）行政機関からの行政指導を受け、改善がされていない場合

（18）前各号に掲げるもののほか、社会問題を起こしている団体や事業者である場合

（19）その他申請書提出先の担当所属長が不適当と認めた場合

２　前項の規定による承認を受けてロゴマーク等を使用する者（以下「使用者」という。）はロゴマーク等を使用した物件が完成した場合、速やかに申請書の提出先に一点提出するものとする。ただし、完成品の提出が困難であると認められたものについては、その写真等の提出をもって代えることができる。

３　申請書提出先の担当所属長は、使用を承認しないときは、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークロゴマーク等使用不承認通知書（第３号様式）により申請者に通知するものとする。

（報告）

第５条　第３条第１項第１号及び第２号によりロゴマークを使用した場合並びに同条第２項により提出を受けた申請書提出先の担当所属長は、受付簿（別紙）を作成し、処理の都度又は半期に１度協議会事務局に報告することとする。

２　使用者は、協議会長に求めに応じて、ロゴマーク等を使用した商品・サービスの使用状況、生産出荷状況、販売実績について、「実績報告書」（第４号様式）により報告する。

（使用料）

第６条　ロゴマーク等の使用料は当分の間、無料とする。

（使用期限）

第７条　ロゴマーク等の使用期限は、使用を承認した日から起算して３年間とし、期間満了後に引き続き使用する場合は再度申請しなければならない。

（使用の際の遵守事項）

第８条　使用者は、ロゴマーク等の使用にあたっては、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークロゴマーク等使用マニュアルを遵守すること。

（使用の取消し及び禁止）

第９条　使用者のロゴマーク等の使用方法等について、協議会長が不適当と認める場合は、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークロゴマーク等使用承認取消書（第５号様式）によりその使用を取消し、必要に応じて成果物の回収を求めることとし、使用者はこれに従わなければならない。

（文書の記号及び番号）

第１０条　様式で使用する文書記号は次のとおりとし、番号を付けるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 市町及び県 | 文書記号 |
| 大分県佐伯市 | 祖傾大ユ佐ロゴ |
| 大分県竹田市 | 祖傾大ユ竹ロゴ |
| 大分県豊後大野市 | 祖傾大ユ豊ロゴ |
| 宮崎県延岡市 | 祖傾大ユ延ロゴ |
| 宮崎県高千穂町 | 祖傾大ユ高ロゴ |
| 宮崎県日之影町 | 祖傾大ユ日ロゴ |
| 大分県 | 祖傾大ユ大ロゴ |
| 宮崎県 | 祖傾大ユ宮ロゴ |

２　文書の番号は、毎年４月１日を起点として付けるものとする。

（問題への対処）

第１１条　ロゴマーク等の使用に起因して問題が発生した場合においては、協議会は一切の責任を負わない。また、使用者は、問題が発生した際には、速やかに申請書の提出先に報告するとともに、自己の責任において対策を講じなければならない。

（使用実績の公表）

第１２条　使用者は、ロゴマーク等の使用実績について使用者名及び使用目的等を協議会並びに構成自治体が公表することに了承するものとする。

附則

　（施行期日）

この要領は、平成２９年９月９日から施行する。

附則

この要領は、令和３年１２月９日から施行する。

附則

この要領は、令和６年１０月１日から施行する。

　要領第２条第１項第１号及び第２号により記載する場合は、審査結果以降は記載しない。